

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市集落営農・担い手支援事業
補助の区分	事業補助（奨励補助・その他事業補助）
補助の概要	農業従事者の高齢化及び後継者不足などが課題となっている中、集落営農の推進や地域農業を支える農業経営体を確保し、地域農業の振興を図るために要する経費に対し補助金を交付する
補助事業者	農業者、農業者団体、新規に就農を検討している者
補助対象経費	農業者等が農業機械や施設等を整備する際の経費、新規就農者の育成に係る経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	上限1/2以下で事業ごとに設定する(市単独)
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由 就農体験参加者の宿泊費に対する補助については少額の補助となるが、新規就農者の確保・移住定住に直結するため、事業化の必要性が高い。
補助率等	1/2以下で事業ごとに設定する(市単独)
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	【佐渡市将来ビジョン】 ①農地所有適確法人及び生産組織数 現状:53団体 → R1:75団体 ②新規就農者数 現状:14経営体/年 → R1:34経営体/年 【佐渡市まち・ひと・しごと・創生総合戦略におけるKPI】 ①認定農業者数 現状:1129人 → R1:1300人 ○目標に対する費用対効果(計算式) ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、公募要項
事業担当 (担当部署)	農業政策課 農業企画係
(電話番号)	0259-63-5117